

監査の結果により講じた措置の内容について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県公安委員会委員長から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和 6 年 11 月 1 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
 同 吉 川 知 恵 子
 同 中 家 華 江
 同 加 藤 元 弥
 同 青 山 圭 一

1 措置の対象となった監査の結果

令和 6 年 7 月 9 日神奈川県監査委員公表第 9 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち公安委員会分 2 か所に係る 2 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県鎌倉警察署	令和 6 年 4 月 23 日（令和 6 年 3 月 14 日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、支線柱 1 本及び支線 1 条に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から 10 年以上経過した令和 5 年 5 月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額 54,098 円のうち 40,544 円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。	不適切事項については、管理する財産の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による財産の現状把握を定期的に行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県相模原南警察署	令和 6 年 4 月 10 日（令和 5 年 12 月 12 日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、A 重油等の購入契約（単価契約、概算総価額 1,544,620 円）の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。	不適切事項については、担当者の契約書の作成を省略できる要件の確認が不十分であったことに加え、所属としても決裁過程におけるチェック機能が働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、契約書の作成を省略する際は、根拠となる神奈川県財

			務規則等の確認を徹底し、また、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
--	--	--	---